

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策国内制限措置

(4月12日午前6時から4月19日午前6時まで有効)

	レベルB (危険レベル)	レベルC (高危険レベル)
対象地域	レベルC以外のすべての地域	アッティカ県、アハイア郡、ビオティア郡、エヴィア郡(マンドゥディ・リムニ・アギアアンナ市、イスティエア-エディプソス市を除く)、エヴリタニア郡、アルカディア郡、コリンシア郡、テサロニキ郡、ハルキディキ郡、キルキス郡、ペラ郡、コザニ郡、レスボス郡、ザキントス郡、ミコノス郡、アギオン・オロス(アトス半島)、カリムノス市、レロス市、ロドス市、ヒオス市、レシムノ郡アノヤ市、ハニア市、イオアニナ市、コニツア市、セレス郡アンフィポリ市、ベリア市、セレス市、カルディツツア市、カストリア市、カストリア郡オレスティダ市、グレベナ市、コザニ郡ボイオス市ガラティニ村、コス郡、イリア郡イリダ市、ラミア市、フシオティダ郡ロクレス市
マスク着用	屋外、屋内を問わず着用義務(職場を含む)	
夜間の外出禁止 ※通勤、仕事、健康上の理由による移動と、ペットの散歩を目的とする外出は例外	午後9時から午前5時までの間、原則として外出禁止	
郡外・県外移動禁止	・郡外への移動禁止	・アッティカ県は県外、他は市外への移動禁止
集会、公的イベント、社交行事等(屋内、屋外、公的、私的を問わない)	・禁止	
公共交通機関・タクシー・自家用車 ※出発点が基準	・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務 ・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー等は乗客65%まで ・自家用車・タクシー等は運転手含めて3人まで。未成年の子供が親と同乗する場合は人数制限の対象外。また、介助を要する者は付き添い1人まで可。 ・バン等は運転手含めて4人まで、未成年の子供が親と同乗する場合のみ人数制限の対象外	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の移動のための社用車等は乗員最大50%まで（職場からの・職場への移動にかぎり、雇用主の証明書等が必要）</li> <li>・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、同棲者（正式）の同乗はマスク着用義務の対象外</li> <li>・フェリーは乗客50%、キャビン付きは55%まで</li> </ul>		
公共サービス（役場等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループの特別休暇等による保護に加え最大限のテレワークが義務</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制</li> <li>・テレカンファレンス、テレ面接</li> <li>・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul>		
民間企業	<table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制（銀行等一部サービスを除く）</li> <li>・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務。サービス業はテレワーク60%の義務。</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制（銀行等一部サービスを除く）</li> <li>・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul> </td></tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制（銀行等一部サービスを除く）</li> <li>・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務。サービス業はテレワーク60%の義務。</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制（銀行等一部サービスを除く）</li> <li>・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制（銀行等一部サービスを除く）</li> <li>・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務。サービス業はテレワーク60%の義務。</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制（銀行等一部サービスを除く）</li> <li>・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul>		
レストラン、カフェ等飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店内の営業は禁止（ホテルは、宿泊客に関してのみ可能）</li> <li>・デリバリー、テイクアウト、ドライブスルーは可（ただし、テイクアウト等はそれ自体を理由として外出してはならない（他の外出理由のついでに立ち寄るべきとされているため）。また、店の内外に客が留まることは禁止。）</li> </ul>		
食料品店 (スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)、薬局、クリーニング屋、ペットショップ、ガソリンスタンド等  ※薬局及びガソリンスタンドの営業時間は別枠	<table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ（レジ待ちの列では2m以上の間隔）</li> <li>・店内は25m<sup>2</sup>毎に1人まで</li> <li>・申告は13033番（申告番号「2」）へのSMS送信か書面</li> <li>・買い物の距離は居住地から2キロ範囲以内、または居住地の市内のみ</li> <li>・営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間</li> <li>・宅配は翌日午前1時まで</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ（レジ待ちの列では2m以上の間隔）</li> <li>・店内は25m<sup>2</sup>毎に1人まで</li> <li>・申告は13033番（申告番号「2」）へのSMS送信か書面</li> <li>・買い物の距離は居住地から2キロ範囲以内、または居住地の市内のみ</li> <li>・営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間</li> <li>・宅配は翌日午前1時まで</li> <li>・テサロニキ郡、コザニ郡では、スーパー・マーケットでは電気商品、玩具、衣服等、一部商品は店内販売禁止（宅配は可）</li> </ul> </td></tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ（レジ待ちの列では2m以上の間隔）</li> <li>・店内は25m<sup>2</sup>毎に1人まで</li> <li>・申告は13033番（申告番号「2」）へのSMS送信か書面</li> <li>・買い物の距離は居住地から2キロ範囲以内、または居住地の市内のみ</li> <li>・営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間</li> <li>・宅配は翌日午前1時まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ（レジ待ちの列では2m以上の間隔）</li> <li>・店内は25m<sup>2</sup>毎に1人まで</li> <li>・申告は13033番（申告番号「2」）へのSMS送信か書面</li> <li>・買い物の距離は居住地から2キロ範囲以内、または居住地の市内のみ</li> <li>・営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間</li> <li>・宅配は翌日午前1時まで</li> <li>・テサロニキ郡、コザニ郡では、スーパー・マーケットでは電気商品、玩具、衣服等、一部商品は店内販売禁止（宅配は可）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ（レジ待ちの列では2m以上の間隔）</li> <li>・店内は25m<sup>2</sup>毎に1人まで</li> <li>・申告は13033番（申告番号「2」）へのSMS送信か書面</li> <li>・買い物の距離は居住地から2キロ範囲以内、または居住地の市内のみ</li> <li>・営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間</li> <li>・宅配は翌日午前1時まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ（レジ待ちの列では2m以上の間隔）</li> <li>・店内は25m<sup>2</sup>毎に1人まで</li> <li>・申告は13033番（申告番号「2」）へのSMS送信か書面</li> <li>・買い物の距離は居住地から2キロ範囲以内、または居住地の市内のみ</li> <li>・営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間</li> <li>・宅配は翌日午前1時まで</li> <li>・テサロニキ郡、コザニ郡では、スーパー・マーケットでは電気商品、玩具、衣服等、一部商品は店内販売禁止（宅配は可）</li> </ul>		

<p>小売店舗、ショッピングセンター等</p> <p>※キオスクは24時間営業可</p> <p>※ラリサ郡及びトリカラ郡ファルカドナ市に関しては、3月3日・4日の地震の影響を受けた者については例外的な措置を講じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Click Away または Click Inside で購入可能。予約が必要。</li> <li>Click Inside では、500m<sup>2</sup>までは25m<sup>2</sup>毎に1人まで、500m<sup>2</sup>以上は追加100m<sup>2</sup>毎に付き1人ずつ追加</li> <li>13032番に携帯電話からSMSで申告する。1日1回、3時間以内のみ可能</li> <li>受け取りは、領収書等をもって、1人のみ</li> <li>支払方法はネット支払い又はカード払い</li> <li>購入時の待つ客は9人まで、待ち時間は10分以内、列では2m以上の間隔</li> <li>営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間</li> <li>日曜日は営業不可</li> <li>ショッピングモール、アウトレット等はClick Awayのみ営業可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Click Away、または Click Inside で購入可能。予約が必要。</li> <li>Click Inside では、500m<sup>2</sup>までは25m<sup>2</sup>毎に1人まで、500m<sup>2</sup>以上は追加100m<sup>2</sup>毎に付き1人ずつ追加</li> <li>13032番に携帯電話でSMSで申告する。1日1回、3時間以内のみ</li> <li>受け取りは領収書等をもって、1人のみ</li> <li>支払方法はネット支払い又はカード払い</li> <li>購入時の待つ客は9人まで、待ち時間は10分以内、列では2m以上の間隔</li> <li>営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間</li> <li>日曜日は営業不可</li> <li>ショッピングモール、アウトレット等は営業禁止</li> <li>コザニ郡は営業禁止</li> <li>テサロニキ郡はClick awayのみ</li> </ul>
<p>理髪店、美容院、エステ等</p> <p>※レベルCでは、理髪店・ネイルサロン・ペディキュアのみが営業可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲と2m以上の間隔を保つ</li> <li>100m<sup>2</sup>までは4人まで、100m<sup>2</sup>以上は追加的に25m<sup>2</sup>毎に1人ずつ追加</li> <li>1回のSMS等による申告での散髪等は3時間以内</li> <li>予約制</li> <li>待合室は禁止</li> <li>営業時間は任意で午前7時から午後8時半までの任意の時間</li> </ul>	
<p>教会等、宗教施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>儀式等のための集会、個人の礼拝は可、施設内25m<sup>2</sup>に1人、かつ最大9人まで</li> <li>4月14日、16日、17日、18日は各市の大聖堂では25m<sup>2</sup>に対し1人、かつ20人までを許可する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>儀式等では一般人の参加禁止</li> <li>冠婚葬祭は9人まで（市民婚の結婚式は、儀式執行者や補助員を含む）</li> <li>個人の礼拝は、施設内に最大9人まで</li> <li>4月14日、16日、17日、18日は各市の大聖堂では25m<sup>2</sup>に対し1人、かつ20人までを許可する</li> </ul>
遺跡、博物館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内は営業禁止</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外は営業可</li> <li>・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ</li> <li>・10m<sup>2</sup>毎に 1 人まで</li> <li>・グループは 3 人まで、家族（配偶者、子供、正式同棲者）を除く</li> </ul>
コンサート、演劇等の公演	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止（無観客の放映は可）</li> </ul>
カンファレンス・博覧会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業禁止</li> </ul>

#### 【共通事項】

- 1 4歳以下の子供、医学的理由（呼吸器官の疾患等）のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式（葬儀を含む）を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。
- 2 食料品店等と同様に銀行への訪問に関しては、距離は居住地から 2 キロ範囲以内、または居住地の市内のみであること。
- 3 違反金に関しては、マスク着用義務、周囲と適した間隔（ほとんどの場合 1.5m）を保つ義務、日中・夜間の外出制限・禁止、及び県・郡外移動禁止の違反については 300 ユーロ。その他規制の違反に関しては原則 150 ユーロ（個人の場合）。ただし、個人でも禁じられたイベント等を開催した場合は数千ユーロ以上となる。
- 4 クルーズ船の寄港は原則として禁止。クルーズ船を除くレジャー船、観光船等は寄港・出航禁止（緊急事態、給油・給水等、8m 以下のボート等による釣りを除く）。